平成２３年（フ）第２１６号
岩手県岩手郡雫石町高前田55番地１　新高前田住宅108号、旧住所岩手県奥州市水沢区字名残66番地６
債務者　阿部　勇太
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６２号
山形県米沢市春日５丁目１番41―１号
債務者　鈴木　　誠
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２５号
群馬県沼田市沼須町216番地６
債務者　松野　和雄
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
新潟市西区上新栄町２丁目18番５号　アップルハウス202号、前住所新潟市江南区横越中央５丁目４番５号
債務者　武藤　憲幸
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８５号
新潟市江南区横越中央２丁目６番22号　コーポ武藤102号、前住所新潟市江南区横越中央５丁目４番５号
債務者　武藤みゆき
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１３号
名古屋市東区矢田３丁目６番13号
債務者　加藤　千絵
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
愛知県岩倉市大地新町３丁目83番地第２光陽ハイツ212号
債務者　平野　正雄
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２５８号
愛知県一宮市西萩原字中道43番地１
債務者　林　　輝典
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３２４号
兵庫県姫路市城東町清水１番地　コスモマンション307
債務者　森山　利明
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１８号
広島県福山市千田町大字千田804番地、旧住所広島県福山市北美台４番10号
債務者　藤井喜代治
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８９号
香川県仲多度郡多度津町栄町３丁目５番35号田村アパート３号、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町栄町３丁目５番35―５号
債務者　大野　幸廣
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５９２号
福岡県糟屋郡久山町大字久原933番地１
債務者　宮崎　　司
１　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９１号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目12番１―711号
債務者　森　　啓子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３２号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬87番地２
債務者　友松　裕子（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６０号
福岡市城南区友丘２丁目２番20―108号
債務者　渡辺　幸一
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９３号
福岡県糸島市三雲1053番地１
債務者　原野　　治
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７７号
福岡県糸島市有田中央２丁目３番24号
債務者　副田　隆幸
１　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１４号
福岡県宗像市赤間３丁目５番30号アパートメント・スクエア４番館202号
債務者　茨木　三郎
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部